

京都市告示第16号

都市公園法第5条の10第1項の規定により道路と公園との兼用工作物の管理の方法について協議が成立しましたので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

平成30年4月5日

京都市長 門川 大作

1 道路の種類及び路線名

一般市道洛西経120号線他

2 公園の名称

都市公園西緑地

3 兼用工作物の位置

京都市西京区大枝西新林町一丁目300番地の3他

4 兼用工作物の管理者

道路管理者 京都市長

公園管理者 京都市長

5 管理の内容

(1) 道路管理者

ア 兼用工作物のうち道路施設に係る新設、改築、維持及び修繕

イ 兼用工作物のうち道路施設に係る災害復旧

ウ 兼用工作物のうち道路施設に係る行政処分

(2) 公園管理者

ア 兼用工作物のうち公園施設に係る新設、改築、維持及び修繕

イ 兼用工作物のうち公園施設に係る災害復旧

ウ 兼用工作物のうち公園施設に係る行政処分

6 管理の期間

平成29年 3月30日から道路の供用を廃止する日又は公園を廃止する日まで

(北部みどり管理事務所)